

◆公園再編計画・地区（校区）別公園再編計画案

4. 公園再編計画

4.1 公園再編計画の考え方

(1) 本計画を検討する地区単位について

公園は新たなまちづくりの核となる場として、管理運営に重点をおき柔軟に使いこなしていくことが求められています。そのために、本計画では、地域全体のまちづくりにつながる公園づくりを目指し、地域の核となる公園の機能充実を進めていきます。また、その周辺に位置する身近な小さな公園については、公園単体の魅力アップを行うのではなく、地区単位で公園を群(1つの居住単位)として考え、各公園の立地状況や公園特性に応じて機能を特化・再整備・用途転換等の見直しをすることで、地区全体の公園機能の向上、コスト管理を図ります。

以下に地区単位の公園再編イメージを示します。

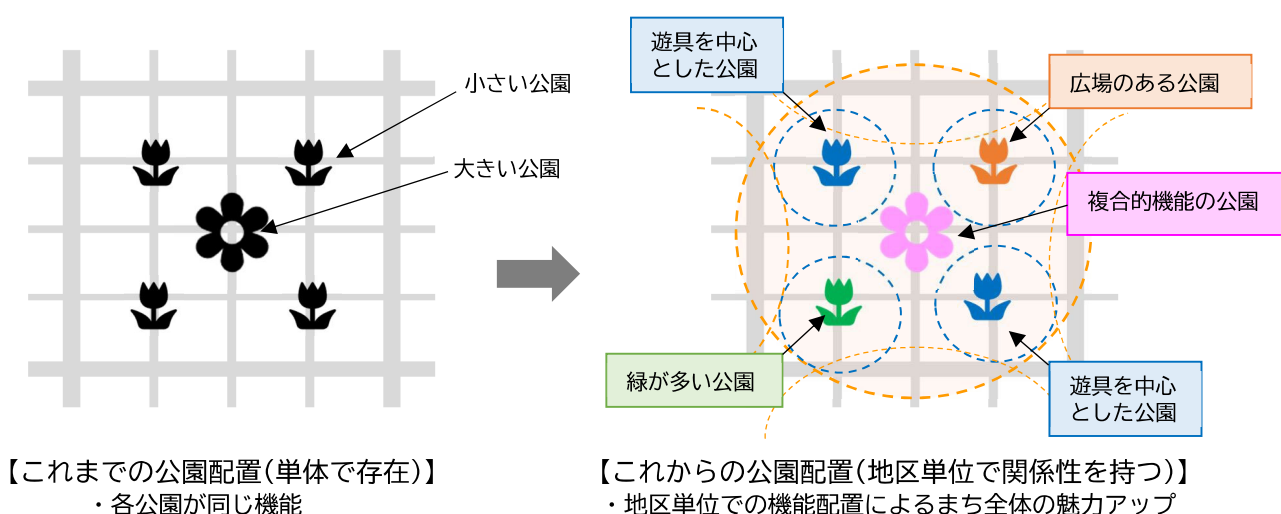


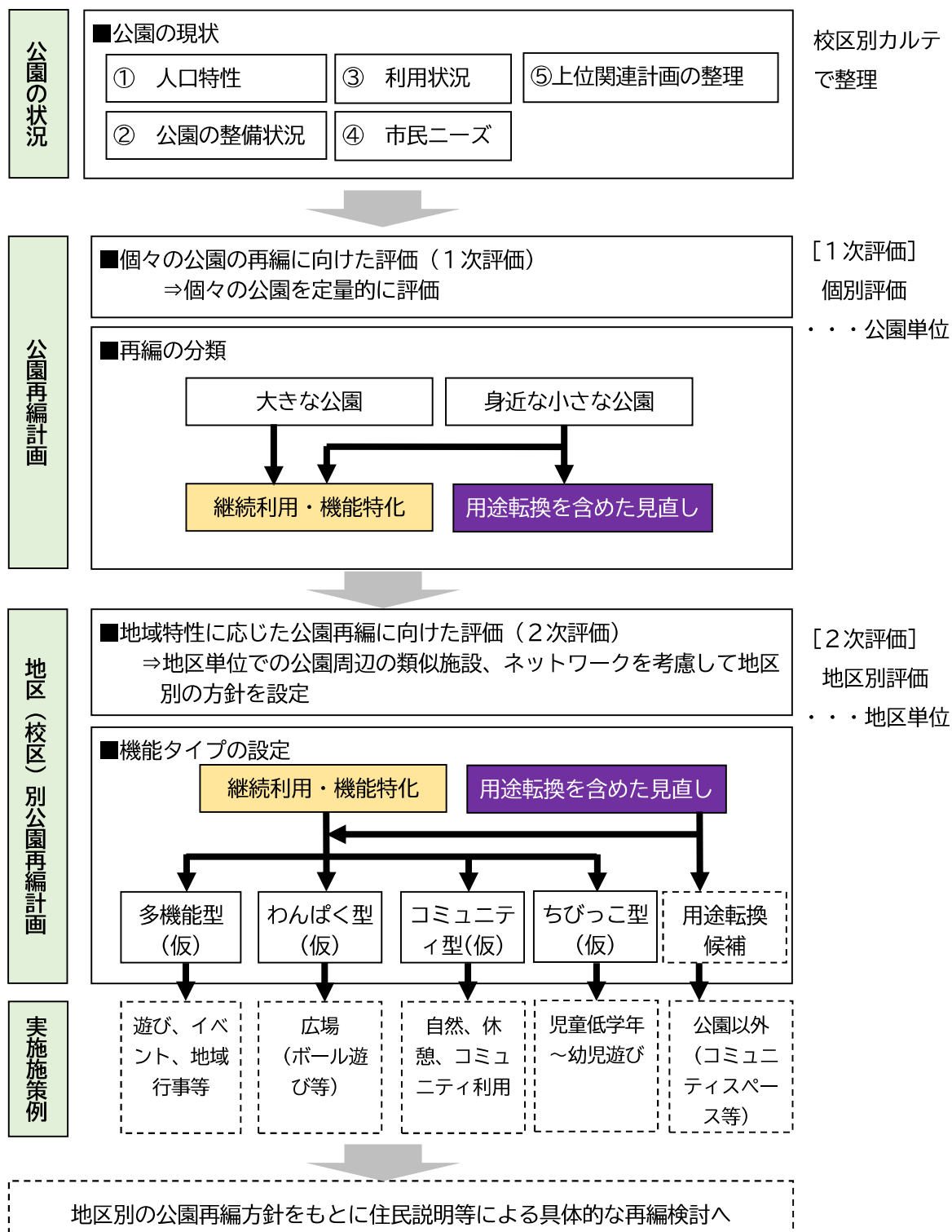
図 地区単位(群)としての公園配置

(2) 公園再編計画の検討手順について

地区単位で公園を群(1つの居住単位)として考え、地域特性に応じて公園の機能をバランスよく配置します。

以下に検討手順を示します。

■公園再編計画と地区別公園整備計画の検討手順



4.2 個々の公園の再編に向けた評価（1次評価）

（1）再編の分類

公園の規模や特性を踏まえ、大きな公園（都市基幹公園、地区公園など）と身近な小さな公園（近隣公園、街区公園、児童遊園など）に区分し、以下の再編分類を行います。

①大きな公園（都市基幹公園や地区公園等の公園）

継続利用・機能特化

- ・赤塚山公園などの市全域からの利用に供する都市基幹公園や地区公園以上の公園は、まちの緑、交流、レクリエーション、防災上の拠点となる位置づけにあり、各地区として必要な機能を確認するとともに複合的な機能を生かして特色ある公園づくりを行い、さらなる機能向上を図ります。
- ・継続利用についても、公園規模に限らず、樹木の適正配置による間引き、石灰岩ダスト舗装による広場の防草対策、出入口の安全対策など、維持管理のしやすい公園への改修を実施していきます。

②身近な小さな公園（近隣公園や街区公園、児童遊園などの身近な小さな公園）

継続利用・機能特化

- ・近隣公園や街区公園、児童遊園などの身近な小さな公園は、群単位でエリア全体の公園機能の向上を図っていくよう、各公園の特性や地域状況を勘案しつつ再整備を行います。
- ・多くの利用があり、各種団体や町内会利用もなされている公園は現況機能の維持または利用状況に応じた機能の再編とします。利用が少ない公園は、公園機能、役割の見直しによる機能の特化を図り、地区内（群）において公園の機能をバランスよく再編し、地区全体の魅力アップを図ります。

用途転換を含めた見直し

- ・公園誘致圏の重複率が高く、利用者がほとんど見られない小さな公園や、設置から30年以上経過し、劣化状況により安全性や維持管理に問題があるなどの課題が見られる公園については、公園の用途転換を含めた見直しを検討します。

なお、都市計画決定後、長期未整備のままとなっている公園（緑町緑地等）については、都市計画決定時点と周辺環境が変化しているため都市計画決定時の背景もふまえ現状分析を行い、今後の事業化について検討します。

■身近な小さな公園とは

本計画の「身近な小さな公園」とは、以下の対象とする街区公園、近隣公園、児童遊園、ちびっ子広場、その他緑地を示します。

種別	数			誘致圏 (半径)	誘致圏の設定内容
	全体	市所管	対象		
街区公園	97	97	97	250m	都市計画運用指針において公園の配置に関する誘致距離について、街区公園 250m、近隣公園 500mを標準とすることが望ましいと示されている。 ただし、市内 11 か所の近隣公園のうち、スポーツ施設が大半を占めており、予約施設として広域的に利用されている5公園(新道、本野原第一、礼通、稲荷、大崎)を対象外とする。
近隣公園	11	11	6	500m	
地区公園	4	4	—	—	都市計画運用指針において地区公園の誘致距離 1kmを標準とする記載はあるが、市内の地区公園は広域的な利用であるため対象外とする。
総合公園	1	1	—	—	広域的な利用であるため対象外とする。
運動公園	2	2	—	—	広域的な利用であるため対象外とする。
緑地	7	7	3	250m	市内6か所の緑地のうち街区公園と同種機能を持つ 3 緑地(行明、酢屋下、さくら広場)を対象とする。
広域公園	1	—	—	—	県管理公園のため対象外とする。
児童遊園	36	36	36	250m	街区公園と同種機能を有するため、誘致距離は街区公園と同等距離とする。
ちびっ子広場	58	58	58	250m	街区公園と同種機能を有するため、誘致距離は街区公園と同等距離とする。
その他緑地・広場	46	46	45	250m	街区公園と同種機能を有するため、誘致距離は街区公園と同等距離とする。ただし、スポーツ施設が大半を占めており、予約施設として広域的に利用されている1公園(南山グラウンド)を対象外とする。
臨海緑地	3	2	—	—	身近な小さな公園ではないため対象外とする。
合計	266	264	245	—	

注) ・計画対象となる公園の数は令和6年8月現在。ただし、現在の整備予定の街区公園3公園(六光寺公園、大木2号公園、駅東1号公園)を含める。

(2) 身近な小さな公園における再編に向けた評価

身近な小さな公園における再編に向けた評価方法は、各公園について、現況機能に指標を設定し、評価を行います。指標は公園の継続性や必要性を確認するために、まちの核となる公園かどうか、利用現況、重複度・代替性、規模、経過年度について以下に従い調査し、身近な小さな公園における再編分類である「継続利用・機能特化」、「用途転換を含めた見直し」を決定します。

①評価の考え方

指標毎で評価し、継続性、必要性を確認します。評価が高い公園は、公園の利用効果、存在効果が発揮されている公園として現況機能を継続します。また、一層の機能向上を図るため一部の見直しをします。

評価が低い公園は、継続性、必要性が低く、用途転換を含めた機能見直しを要する公園とします。

表 指標毎の考え方と評価

指標	考え方	評価（例）
A 公園の種別	・公園の位置付けが近隣公園以上である公園は、規模や公園に求められる役割が地域の中心となる公園であり、該当する公園は必要性が高い公園であり、評価を高く設定します。	高 : 近隣公園の位置付けがある公園 中 : 近隣公園に準ずる機能を有する公園 (面積 1.0ha 程度以上) 低 : 上記以外の公園
B 利用現況	・以下の3つの指標を用いて、公園の利用状況評価し、該当している項目が多いほど評価を高く設定します。 b1 ビックデータによる公園利用者数(市平均以上) b2 利用申請あり b3 町内会利用・管理あり	高 : b1～b3 のすべての項目に該当する公園 中 : b1～b3 のうち、1～2 項目に該当する公園 低 : b1～b3、すべてに該当していない公園
C 重複度・代替性	・公園誘致圏重複率が低い公園は、地区の公園が不足している要素が高く代替性も低いため、必要性の高い公園として評価を高くします。	高 : 誘致圏重複率 50%未満 中 : 誘致圏重複率 50%以上 75%未満 低 : 誘致圏重複率 75%以上
D 公園規模	・公園規模が大きいほど多様なニーズへの対応がしやすいため、評価を高くします。	高 : 面積 2,500m ² 以上の公園 中 : 面積 1,000 m ² 以上～2500m ² 未満の公園 低 : 面積 1,000m ² 以下の公園

指標	考え方	評価（例）
E 経過年数	・公園施設の経過年数が大きい公園は、管理費用が増加したり、近年の利用者ニーズを満たしていない要素が高く、評価を低くします。	高：経過年数 30 年未満の公園（平成 7 年以後） 中：経過年数 30 年以上 50 年未満の公園（昭和 51 年～平成 6 年） 低：経過年数 50 年以上の公園（昭和 50 年以前）

②評価による再編区分の設定

本計画では以下の評価から再編区分を設定します。

表 評価別の再編区分設定

高 ↑ ↓ 低	評価	再編区分	再編区分の考え方
	高	機能特化 A	現況機能の継続を基本とし、維持管理のしやすい公園への改修を検討
	中	機能特化 B	地区単位で役割の見直し検討
	低	用途転換を含めた見直し	用途転換を検討

なお、「用途転換を含めた見直し」に該当する公園については、本計画策定後の実施段階にて、公園管理者、関係機関との協議、地域との合意形成を踏まえ最終決定する必要があります。

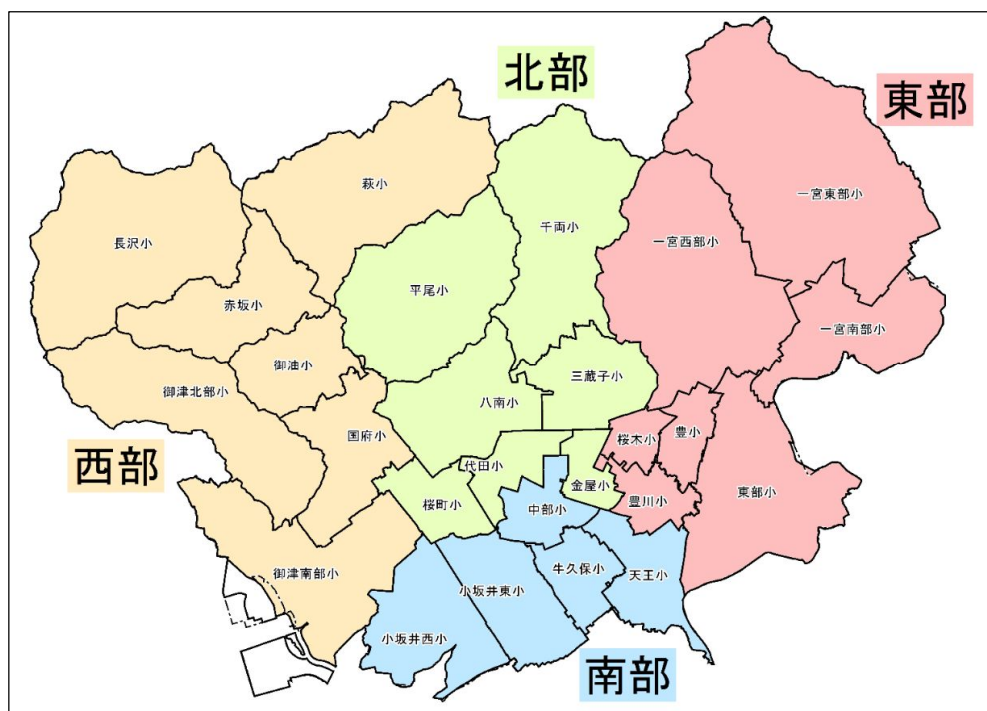
5. 地区(校区)別公園再編計画

5.1 地域特性に応じた公園の再編に向けた評価（2次評価）

（1）地区別方針の役割について

本市は、北部には山地、南部には三河湾や豊川など、まちを豊かな自然が取り囲んでいます。市街地には豊川公園や赤塚山公園などの大きな公園、地区単位で存在している身近な小さな公園をはじめ、豊川稲荷などの社寺、三河国分寺跡、御油の松並木などの地域の歴史や文化を象徴する緑などがあり、地区それぞれの特性を有しています。

地区別公園整備計画は、地区全体における公園機能の向上を図っていくため、生活圏を供する小学校区に着目し、地区の特性を踏まえた地区全体の方針と個々の公園ごとの整備の方向性を示すものであり、今後の公園等の再編に向けての指針とするものです。



圏域	番号	小学校区	圏域	番号	小学校区	圏域	番号	小学校区	圏域	番号	小学校区
東部	1	豊川小	南部	8	中部小	北部	13	桜町小	西部	20	国府小
	2	桜木小		9	牛久保小		14	代田小		21	御油小
	3	豊小		10	天王小		15	千両小		22	赤坂小
	4	東部小		11	小坂井東小		16	八南小		23	長沢小
	5	一宮東部小		12	小坂井西小		17	平尾小		24	萩小
	6	一宮西部小					18	金屋小		25	御津南部小
	7	一宮南部小					19	三蔵子小		26	御津北部小

図 地区別公園整備計画を設定した区分(小学校区)

(2) 公園再編にあたっての機能タイプ（役割設定）について

小学校区別に公園再編計画を検討します。再編に当たり、再編の分類で示した考え方（群を踏まえた公園機能分担）を具体的に各校区で検討していきます。

公園機能分担は、各公園にそれぞれの特徴を持たせ、地区全体で公園機能の向上を図るものです。公園は、その特性により、規模が大きく運動広場がある、緑が豊か、遊具が魅力的、公共施設と連携した利用が可能など様々な特徴があります。現況特性を踏まえ、以下の指標をもとに公園のタイプ分けを行い公園の機能特化を行います。1次評価結果により、評価が高い公園は現状の活用を基本とし、評価が低い公園については機能見直しや用途転換を行い、再整備を推進します。

表 身近な小さな公園におけるタイプ分け

機能タイプ	公園特性	考え方
多機能型 (仮)	・地区の中心にあり、広い敷地が多機能に利用されている ・近隣公園又はそれに準じる公園 ・緑のネットワーク、散策ネットワークの核となる ・ボール遊びができる広場がある	・地域の核となる公園（近隣公園、地区公園等）は、地域の総合的なレクリエーションや市街地内の環境負荷軽減につながる重要な緑であり、災害時の安全な一次避難地でもあることなど多機能から構成されており、幅広い世代への対応を図る性格であるため、継続利用を基本としつつ、特色ある公園づくりに向けたさらなる機能向上が望まれる。
わんぱく型 (仮)	・規模は比較的大きい ・運動スペースや高学年向けの遊具がある ・利用層は子どもが多い ・町内会の利用がある ・ボール遊びができる広場がある	・児童が元気に遊びまわることができる機能(運動、遊戯等)を主体に憩いのスペースも確保し、幅広い世代への対応を図る公園。 ・遊具広場には、設置された地域の特性や誘致圏内の公園の施設状況を考慮して遊具や健康器具などを配置する。
コミュニティ型 (仮)	・利用層は幅広い世代 ・遊具利用が少ない ・イベントや町内会の利用がある。 ・市民館や学校など連携した利用が有効な位置にある ・規模の規定はなし ・緑陰樹がある	・市街地の中心部にあって街のにぎわいやイベントの場としての活用が多い公園や、公共施設や歴史文化財、散歩ネットワーク路などに隣接しそれらとの一体利用によるコミュニティ性の機能の向上が期待できる公園、地区の人口構成の変化により子どもが減少し静的なコミュニケーションの場としての利用が中心となる公園。
ちびっこ型 (仮)	・規模は小さい ・低学年、幼児向けの遊具がある ・利用層は低学年、幼児が多い	・小学生低学年や幼児を対象にこどもの遊びを主体とした公園。

(3) 機能タイプの設定方法について

各公園の機能タイプの設定方法は、各公園の現況における公園種別、面積規模、遊具状況から現況の機能タイプを設定した上で、公園を群とらえて地区ごとで公園機能を分担、補完することで地区全体の公園機能の向上に資する機能タイプを以下の通りに設定します。

■公園タイプの設定について

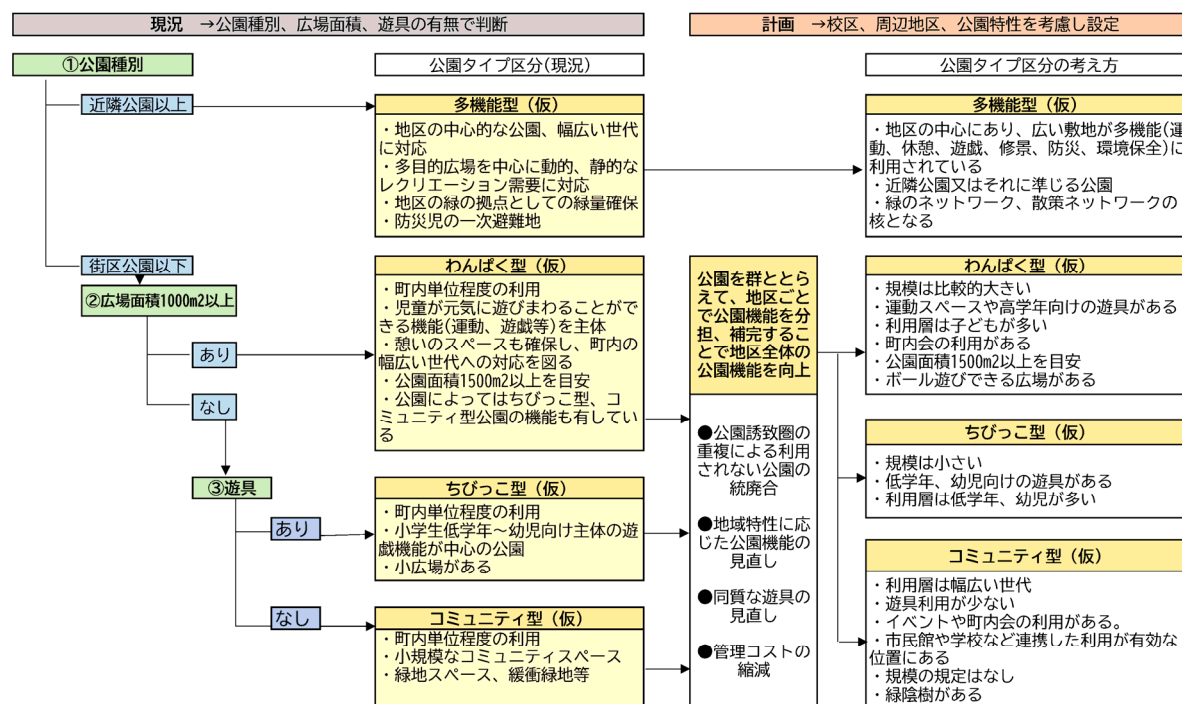


図 機能タイプの設定方法

5.2 地区（校区）別公園再編計画

（１）地区（校区）別公園再編計画について

小学校区ごとに公園の配置と役割、機能を整理した公園カルテを基に、地区単位での再編の展開について方針を検討します。

小学校区の規模は一律ではないため、校区内において近隣住区※¹（徒歩圏で半径500m※²）を居住の単位を目安にし、1つのまとまり（群）として扱い、誘致圏の重複や機能のバランスについて検討し、各エリアでの機能の重複の場合は、公園の用途転換も含めて見直しを行います。

また、再編にあたっては、小学校区単位で隣接する群の公園配置状況についても留意し、小学校区単位として整合を図った配置を行います。

なお、公園が少ない地区は、群としてのまとまりが発生しないので、当該地区の状況と公園自体の特性（規模、施設内容等）より公園の性格づけ（タイプ設定）を行います。

公園がない地区は、校区別の方針の中で、公園と類似機能を有した施設（学校グラウンド、神社、河川沿い散策路、その他公共施設等）により、公園機能を補完していく考え方とします。

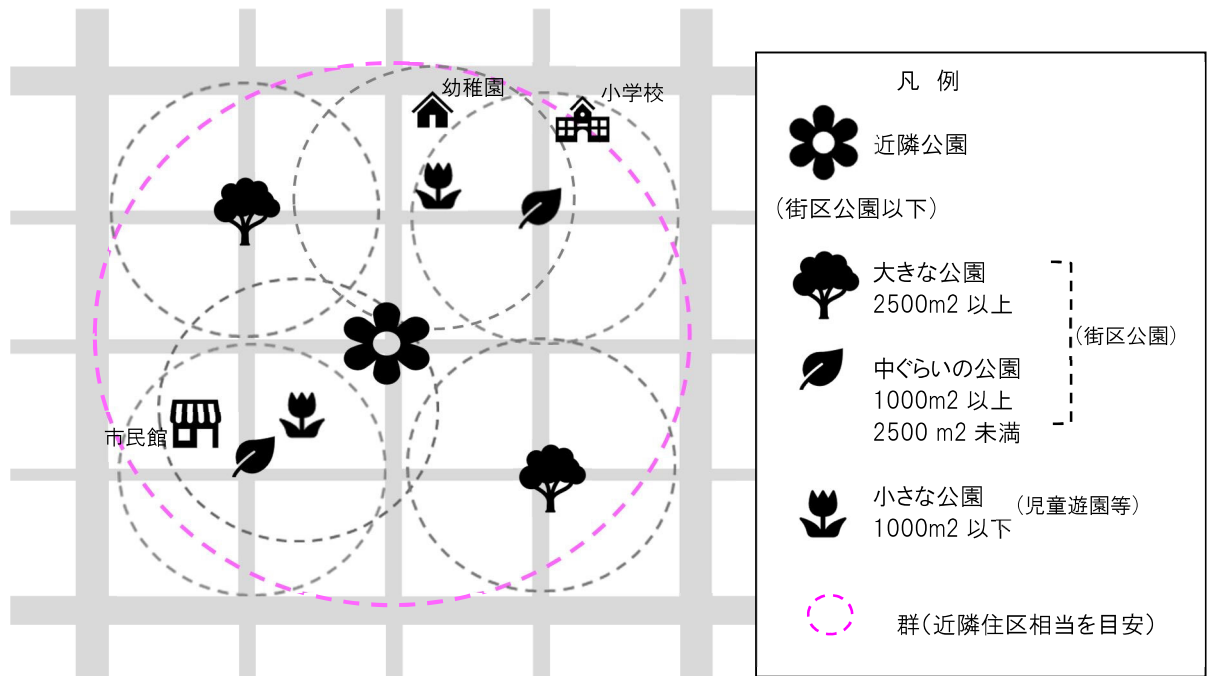
※1 幹線街路に囲まれた概ね1km四方（面積100ha）の居住単位（出典：国土交通省HP）

※2 高齢者の一般的な徒歩圏（出典：都市構造の評価に関するハンドブック P.10 国土交通省）

■再編の展開イメージ例

- ・再編計画後の公園の整備内容について次図に示します。

【現 況】



【再編計画】

